

高野町現行システム分析調査・移行計画策定業務等仕様書

令和 5 年10月

高野町

1. 業務名 高野町現行システム分析調査・移行計画策定業務等
2. 契約期間 契約締結日から令和6年3月29日まで

### 3. 業務の目的

国は、令和5年6月9日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画(デジタル・ガバメント実行計画)」などにに基づき、地方自治体は20の基幹業務システムの統一・標準化の対応を実施することとなった。

当初、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した「標準準拠システムへの移行を目指す」方針を立て、デジタル庁及び総務省は、全自治体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握することが定められた。

デジタル庁及び総務省は、全自治体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題の把握を行った。結果、令和7年度への移行団体の集中・工数やシステム開発や調達の需給ギャップの課題が浮き彫りとなった。よって、令和4年10月に閣議決定した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を令和5年9月に変更した。

変更した内容は、システムの移行作業については、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が可能となるよう、移行集中の課題解決のため、国は、令和5年度中に、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう集中的に支援し、課題や工程が明確化した一部のシステムについては、デジタル庁及び総務省において、具体的な対処方法を精査の上、所要の移行完了の期限を設定することとなった。

また、新たな国民向けサービスの迅速な提供を担保するため令和7年度末までに、データ要件の標準には適合させ、データ連携を担保することとなった。

これにより地方自治体は、「基幹業務システムを令和7年度末までに移行」することを堅持することが閣議決定された。

しかしながら、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化についての情報や書類が日々刻々と更新されており、正しい情報整理を行った上で、国の定める手順書に則り、令和7年度末までに標準システムへの移行が義務づけられている。

そこで、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推し進めるため、その知見等を十分に有する事業者から支援を受け、現行システム分析調査後、移行計画等の策定を実施し、基幹業務システムが問題なく実施できるよう、当該業務を実施するものとする。当該業務は、国により策定された「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】令和5年1月20日付け総務省」(以下、「標準化手順書」という。)に準拠する形で、本町における標準化移行の対象となるシステムについて調査を行い、問題なく移行を実施するための計画の策定等を行うものである。

### 4. 本仕様書の位置付け

- 1) 企画提案書等提出時における当該業務の仕様について定めた。
- 2) 契約時における仕様については、企画提案書等提出時及びプロポーザル時において選定結果として最優秀提案者となった者を第一交渉順位とし、当該事業者と詳細を協議のうえでその契約を締結するにあたり、提案内容を基に仕様を調製した上で、契約書に添付する仕様書として作成するものとする。

### 5. 業務の実施項

#### 1) 既存ドキュメントの確認

- ① 標準化対象業務関連システム関連ドキュメント類精査
- ② 標準化対象業務関連システム契約状況、ネットワーク構成、システム及び

#### サブシステム等連携関係把握

- 2) 移行計画に必要な情報の収集・分析及び提供
  - ① 標準仕様書その他国等が示す各種最新資料等最新情報の収集・分析
  - ② 移行計画更新に必要な各種情報提供
- 3) 影響調査(Fit&Gap 分析)結果分析
  - ① 各ベンダーによる標準仕様書 Fit&Gap 結果分析
  - ② 標準化オプション対応方針確認
  - ③ 標準化対象外業務との連携方針確認
- 4) 各種調査支援
  - ① 今年度調査項目の設計
  - ② 調査項目の取りまとめ、分析
- 5) 情報システム標準化・共通化仕様対応
  - ① 移行計画ロードマップ案作成支援
  - ② 標準化対象外システムの実装方針の明確化
  - ③ ガバメントクラウドの利用方針の明確化(接続回線の検討含む)
- 6) その他
  - ① 会議体実施、運営関連各種支援

#### 6. 当該業務で対象となる情報システムの範囲

標準化対象となる情報システムの範囲は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)に規定されている以下の基幹業務システムを対象とする。

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳(外国人含む)、戸籍の附票、 印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、 就学、健康管理、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、 国民年金	(Fig.1)
---	---------

#### 7. 本町の現況及び今後のインフラ及びシステム更新等の基本的な考え方について

1) 6. の Fig.1 で定める当該業務で対象となる情報システムの範囲について、現行ベンダーは次のとおりである。

- ① 総合行政システム(Fig.1 の各業務のうち、以下の②及び③以外の業務)

商品名:自治名人 ベンダー名:紀陽情報システム株式会社

- ② 戸籍システム及び戸籍の附票システム 商品名:戸籍総合システム・ブックレス

ベンダー名:富士フィルムシステムサービス株式会社

- ③ 健康管理システム 商品名:健康家族21 ベンダー名:アトラス情報サービス株式会

社

## 2) 7. 1)で記述してある情報システム連携一覧の作成

本町においては、各業務システム間の連携は同一データベース上において即時で連携されている箇所が大部分である。ただし、一部業務においては連携ファイルにおいてデータ連携を行う可能性があるため、システムの導入ベンダー等に当町が情報提供を求め、提供された情報を提供するのでその結果に基づき、連携一覧を作成すること。

なお、標準化対応後においては、標準化対象の業務システム間の連携に加え、標準化対象の業務と標準化対象外の業務システムの連携が重要になるため全体の連携イメージを図絵などで表現すること。

## 3) 標準仕様との比較分析

次の項目について、どのように業務を実施するかを提案すること。

### ① Fit&Gap分析

「標準化手順書」においては、標準仕様に対して現行の業務フロー・帳票等との差異を分析し、標準仕様に合わせていく準備としてのFit&Gapの実施を求められている。効率的で効果的なFit&Gapを実施するための具体的方法を明示すること。

### ②標準仕様書対応表への記載

「標準化手順書」においては、次の項目について標準準拠システムの利用にあたり個別対応が必要となる事項について、本町の環境下において、効率的に整理ができるようする。別途追加が必要と考えられる項目がある場合、追加するための方法を提案すること。

(ア) 現行業務フローの見直しを検討する必要性 有・無

(イ) 予算措置の必要性 有・無

(ウ) 人員配置の必要性 有・無

(エ) 条例・規則、要綱、事務要領等の改正の必要性 有・無

(オ) 現行ベンダー提供資料を通じて対応方法を確認する必要性 有・無

(カ) 運用テストを通じて対応方法を確認する必要性 有・無

### ③ガバメントクラウド連携

標準準拠システムは、国が指定するガバメントクラウド上に構築することができるとされている。その場合、ガバメントクラウドへのシステム及びデータのリフト&シフトを実施することになる。本町は、現行ベンダーが3社に渡っているため、異なるガバメントクラウド上でのシステムの稼働が見込まれる可能性を想定してマルチクラウドによるデータ連携についての方法について当町が現行ベンダーから提供を受ける資料をもとに、提案すること。

## 8. 移行計画の作成

標準準拠システムへの移行計画の作成についてその案を、作成し提案すること。現状調査及び比較分析に基づく結果を前提に、本町において最適と考えられる移行計画を作成すること。

## 9. ハードウェア及びネットワーク基盤に関する提案

より良い行政サービスを提供し続けるため、人口減少社会を豊かに暮らすため本町に適合したセキュアなインフラ、ネットワーク、端末、運用などの提案を行うこと。

## 10. 庁内の標準化検討作業部会の運営支援

### 1)標準化検討作業部会

当該業務実施期間において、庁内の標準化移行対象となるシステムを利用する部署で構成される標準化検討作業部会を実施する予定であるが、当該部会の運営に際しての支援を実施することとし、どのような支援を行えるのか、その内容を提案すること。

### 2)成果物

業務の実施に当たり、次に定めるところにより作成したものを成果物として提出することとする。なお、成果物は今後の標準化検討の基礎資料及び移行計画の指針となることも踏まえて作成すること。

### 3)成果物の規格等

書面(A4版縦、横書き、左綴じで簡易製本)を1部、電子媒体(PDF形式など)を1部提出すること。

### 4)その他

- ①受託者は、業務の実施にあたり関連する法律等を遵守しなければならない。
- ②受託者は、本業務において知り得た事項について守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を町の許可なく使用等してはならない。
- ③本事業の成果物のうち、本町の資料に基づいて作成した資料の著作権は、本町が所有することとする。また、その他の資料についても、標準準拠システム調達の際の関連資料として使用できるものとする。
- ④その他、業務の遂行に当たり疑義が生じた場合には、本町と受託者との協議を行い必要な措置を行うこととする。